

浦安市規則第40号

浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

第1条 浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 費用の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医師により難聴のため補聴器の使用が必要であると証明されていること。
- (2) 補聴器を購入する日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (3) 費用の助成の申請をしようとする日の属する年度の市町村民税（その日が4月1日から6月30日までの間の日である場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税であること。

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の規定による補装具費の支給（補聴器に限る。）を受けることができる者は、費用の助成の対象としない。

第5条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第3号の書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、その添付は要しない。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (3) 市町村民税の課税状況を明らかにする書類

別記第1号様式中

「

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

」

を

「

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	
市町村民税に係る事実について、市が保有する情報により確認することに同意する場合は、署名してください。		
市町村民税の課税状況に係る事実の確認をすることを同意します。		
氏名		

」

に、「2 費用を支払ったことを証する書類」を

「2 費用を支払ったことを証する書類

3 市町村民税の課税状況を明らかにする書類」

に改める。

第2条 浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（補則）」に改める。

「

希望する支払方法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替	
	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

」


を

「

振 込 先	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義人	

」

に改める。

別記第2号様式中「医師名」を「医師名（自署）」に改め、「」を削る。

別記第3号様式中

「

支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替	
	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

」

を

「

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

」

に、

「

助成しない理由	
---------	--

」

を

「

助成しない理由	
---------	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり

ます。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後に購入した補聴器に係る費用の助成について適用し、施行日前に購入した補聴器に係る費用の助成については、なお従前の例による。